

政令第百五十五号

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第四十二条及び第四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

第二条の三第二項の表麻薬取締員の項第一号中「麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪」を「麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項に規定する罪に係る事件」に改め、同項第二号及び第三号中「麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪」を「麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(葬祭補償の額に関する経過措置)

第二条 改正後の地方公務員災害補償法施行令（次項及び次条において「新令」という。）第二条の二の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた地方公務員災害補償法第二十五条第一項第七号に規定する葬祭補償（以下この条において「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

2 令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、改正前の地方公務員災害補償法施行令（以下この項において「旧令」という。）第二条の二の規定による金額により支給されたもの又は旧令附則第一条の二の規定による金額により支給されたもの（その額が六十六万円未満であるものに限る。）の支払は、新令第二条の二の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

(特殊公務に従事する職員の特例に関する経過措置)

第三条 新令第二条の三第二項（麻薬取締員に係る部分に限る。）の規定は、令和八年四月一日以後に発生した事故に起因する公務上の災害に係る地方公務員災害補償法第二十五条第一項第三号に規定する傷病補償年金（以下「傷病補償年金」という。）、同項第四号に規定する障害補償（以下「障害補償」とい

う。) 及び同項第六号に規定する遺族補償(以下「遺族補償」という。)について適用し、同日前に発生した事故に起因する公務上の災害に係る傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、なお従前の例による。

理由

地方公務員の公務上の災害等に対する補償の実情に鑑み、葬祭補償の額を引き上げるとともに、特殊公務に従事する職員の特例の対象となる麻薬取締員の職務の範囲を拡大する必要があるからである。